

輸入食品に対する検査命令の実施について
(中国産鶏肉及びその加工品並びにエチオピア産生鮮コーヒー豆)

以下のとおり輸入者に対して、本日から食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
中国産鶏肉及びその加工品	フラルタドン(AMozとして。以下同じ。)*1	輸入時における検疫所のモニタリング検査の結果、中国産鶏肉加工品からフラルタドンを検出したことから、検査命令を実施するもの。
エチオピア産生鮮コーヒー豆	γ-BHC*2(リンデンをいう。以下同じ。)クロルデン*2及びヘプタクロル*2	輸入時における検疫所のモニタリング検査の結果、エチオピア産生鮮コーヒー豆から基準値を超えるγ-BHC、クロルデン及びヘプタクロルを検出したことから、検査命令を実施するもの。

*1 合成抗菌剤(代謝物は、3-アミノ-5-モルフォリノメチル-2-オキサゾリドン(AMoz))

*2 いずれも殺虫剤

<参考1> 違反事例(別紙参照)

<参考2> 輸入実績

1. 中国産鶏肉及びその加工品の輸入実績

平成19年1月1日～平成20年4月28日:速報値

年次	届出件数	届出重量(トン)	検査件数*1	違反件数
平成19年	24,423	97,644	74	0
平成20年	4,128	20,496	46	フラル外ン(2)

*1 残留動物用医薬品に係る検査

2. エチオピア産生鮮コーヒー豆の輸入実績

平成19年1月1日～平成20年5月8日:速報値

年次	届出件数	届出重量(トン)	検査件数*2	違反件数
平成19年	835	29,755	240	アトラジン(1) ピペロニルブトキシド(1)
平成20年	213	7,247	87	γ-BHC(4) クロルデン(2) ヘプタクロル(3)

*2 残留農薬に係る検査

(別紙)

1. 中国産鶏肉加工品のフラルタドンに係る違反事例

品名	輸入者	届出数量及び重量	検査結果	届出先	違反確定日	措置状況
加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱):チキンカツ	山青貿易株式会社	1,710カートン 16,416kg	フラル外 ^ン 0.005ppm	神戸検疫所	3月12日	全量積戻し
加熱食肉製品(包装前加熱)鶏のしょうが焼き	神栄株式会社	976カートン 4,880kg	フラル外 ^ン 0.002ppm	大阪検疫所	4月25日	全量保管中

注) フラルタドンについては、国際機関等において一日許容摂取量(ADI)が設定されていないことから、食品中に不検出とする基準を設定しています。

2. エチオピア産生鮮コーヒー豆の γ -BHC、クロルデン及びヘプタクロルに係る違反事例

品名	輸入者	届出数量及び重量	検査結果	届出先	違反確定日	措置状況
生鮮コーヒー豆	株式会社カーキルジャハン	250パック 15,053kg	クロルデン 0.02ppm	横浜検疫所	4月22日	全量保管中
	伊藤忠商事株式会社	300パック 18,000kg	γ -BHC 0.078ppm ヘプタクロル 0.04ppm	横浜検疫所	4月24日	全量保管中
	株式会社めいらくコーポレーション	600パック 36,000kg	γ -BHC 0.071ppm ヘプタクロル 0.05ppm	横浜検疫所	4月30日	全量保管中
	豊田通商株式会社	300パック 17,950kg	γ -BHC 0.231ppm ヘプタクロル 0.14ppm	横浜検疫所	5月1日	全量保管中
	双日株式会社	600パック 30,905kg	γ -BHC 0.003ppm	名古屋検疫所	5月2日	全量保管中
		300パック 18,000kg	クロルデン 0.03ppm	横浜検疫所	5月8日	全量保管中

注1) γ -BHCは、コーヒー豆には0.002ppmの基準値が適用されますが、例えば米には0.3ppm、はくさいには1ppm、ピーマンには2ppmの基準値が設定されています。

注2) γ -BHCの許容一日摂取量(人が一生毎日摂取し続けても、健康への影響がないとされる一日当たりの摂取量。以下同じ。)は、体重1kg当たり0.005mg/日であることから、体重60kgの人が当該違反のコーヒー豆(生豆として。以下同じ。)を毎日約1.3kg摂取し続けたとしても、許容一日摂取量を超えることはなく、健康に及ぼす影響はありません。

注3) クロルデンは、コーヒー豆には個別の基準値が設定されていないため、一律基準(0.01ppm)が適用されますが、例えば米やにんじんには0.02ppmの基準値が設定されています。

注4) クロルデンの許容一日摂取量は、体重1kg当たり0.0005mg/日であることから、体重60kgの人が当該違反のコーヒー豆を毎日1kg摂取し続けたとしても、許容一日摂取量を超えることはなく、健康に及ぼす影響はありません。

注5) ヘプタクロルは、コーヒー豆には個別の基準値が設定されていないため、一律基準(0.01ppm)が適用されますが、例えばアーモンドには10ppmの基準値が設定されています。

注6) ヘプタクロルの許容一日摂取量は、体重1kg当たり0.0001mg/日であることから、体重60kgの人が当該違反のコーヒー豆を毎日43g摂取し続けたとしても、許容一日摂取量を超えることはなく、健康に及ぼす影響はありません。

注7) 日本人の一日当たりのコーヒーの摂取量は、コーヒー豆(生豆)に換算すると2.6gです。